

佐賀県「現場環境改善費試行要領」

1 目的

将来にわたり、社会資本の整備を安定的継続していくためには、建設産業において、若手技術者、女性技術者等担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、佐賀県では、『佐賀県「現場環境改善費試行要領」』（以下、要領という。）を定め、現場環境の改善を図ることとする。

2 試行対象工事

対象工事は、原則、県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する工事とする。ただし、以下工事については、本要領の対象外とする。

- 1) 営繕工事
- 2) 維持管理工事で実施が困難な工事
- 3) 効果が期待できないと判断される工事
- 4) その他発注者が現場環境改善の実施が困難と判断される工事

なお、試行対象工事は、特記仕様書に現場環境改善費試行工事であることを明示する。

3 実施内容

(1) 受注者による現場環境改善実施の判断

受注者は、現場環境改善項目の実施を希望する場合、工事打合せ簿にて報告協議することとする。

(2) 実施内容の決定

現場環境改善を実施する場合、受注者は、県土整備部、地域交流部発注工事では「~~土木工事標準積算基準書~~」に掲載されている国土交通省「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」（別紙1）の別表~~1~~の内容、農林水産部発注工事のうち農業土木工事では農林水産省「工事における現場環境改善費の積算要領について」（別紙2）の別表、森林土木工事では「~~治山林道必携~~」に掲載されている林野庁「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」（別紙3）の表5-2の内容のうち、計上費目毎に1内容ずつ~~(ただし、いずれか1計上費目のみ2内容)~~の合計~~5~~4つの内容を選定することを基本とするが、現場の状況に応じ計上費目を1減じ、3計上費目毎に1又は2内容の合計~~5~~4つの内容選定でも可能とする。

なお、選定した実施内容は、施工計画書に記載することとする。また、受注者は具体的な実施内容、規模、期間、概算費用等について事前に監督員と協議し、工事打合せ簿で監督員の承認を得ることにより、実施することができる。

(3) 実施報告

受注者は、現場環境改善の実施について、監督員に資料の提示又は現地立会による確認を受けたのち、検査資料に添付する。

(4) 変更協議

施工計画書に記載した実施内容について、実施が困難となった場合は、「(2) 実施内容の決定」に基づき実施内容を変更することができる。

なお、実施内容を変更する場合は、工事打合せ簿で監督員の承認を得ることとする。

(5) 費用の計上

「(3) 実施報告」により全ての実施項目の履行が確認できた場合には、設計変更にて経費の計上を行う。

なお、本要領に基づき実施した内容については、成績評定の加点対象とはしない。

(6) 現場環境改善の中止

現場状況の変化等により「(2) 実施内容の決定」に基づき実施内容を選定できない場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

なお、現場環境改善の不実施を理由とした成績評定の減点は行わない。

4 積算の方法

(1) 積算基準

現場環境改善費の積算については、県土整備部、地域交流部発注工事では「[土木工事標準積算基準書](#)」に掲載されている[国土交通省](#)「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」(別紙1)に基づき行う。農林水産部発注工事のうち農業土木工事では[農林水産省](#)「工事における現場環境改善費の積算要領について」(別紙2)に基づき行い、森林土木工事では「[治山林道必携](#)」に掲載されている[林野庁](#)「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について」(別紙3)に基づき行う。

(2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用計上

熱中症対策・防寒対策に関する費用の積算については、以下の点に留意して、工事毎の費用を適切に計上するものとする。

<留意事項>

- ①熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- ②購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- ③施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

5 その他

受注者は、工事完了後、県において、現場環境改善に係る追跡調査等を実施する際は、調査に協力を行うこと。

附則（H12.6.2 企指第 150 号）

附則（H30.10.18 建設技第 1398 号）

附則（R2.7.6 建設技第 521 号）

本要領は、令和 2 年 7 月 30 日以降に公告する工事から適用する。

附則（R7.6.6 建設技第 604 号）

本要領は、令和 7 年 7 月 30 日以降公告される工事から適用する。

附則（R8.4.7 建設技第 49 号）

本要領は、令和 8 年 4 月 30 日以降公告される工事から適用する。